

## 顧問先紹介

# 株式会社ワールドテック様

名古屋市中区錦に本社を置く「株式会社ワールドテック」様をご紹介します。昨秋自動車部品「ソレノイドバルブ」を開発され、中部経済新聞にも取り上げられました。製品に対する想いを語って頂きました。

～御社はどのような事業をされていますか～

一言でいえば「車載製品のモノづくりの伝承」です。社員はほぼ100%株式会社デンソーの出身者で構成されており、豊富な経験や知見を持っています。それぞれがモノづくりにおいて、上流（開発・設計）から下流（生産）までのどこかの工程に熟達しており、技術面においてもメカ（機械）からエレキ（電子系）までカバーできるのが、弊社の強みです。



代表取締役社長 寺倉 修 様

～具体的にはどのような業務でしょうか～

弊社の業務内容には3つの柱があります。創業時から行っているのが、①技術支援と②研修です。①技術支援とは、モノづくりにおける技術的課題を、顧問先に伺い共に汗をかきながら支援・指導することです。また②研修とは、直接会社に向かうか、研修会社と提携して行うかの違いこそあれ、いずれも弊社が題材・テーマを提案して研修プログラムを実行しています。モノづくりにおける必要なことや困ったことを提案できるのは、モノづくりの経験が豊富な弊社だからこそと自負しております。

3年ほど前から③製品開発も行っております。弊社は上流部分（開発・設計）に強く、

2015年(平成27年)10月21日 水曜日 (日刊)

中部経済新聞

2面 産業界の最新情報  
3面 一推進  
4面 名古屋 専用サイトで販売に力  
5面 医療・介護  
6面 天然乾燥材 JAS規格取得へ

ワールドテック 中小自動車部品メーカー向け 製品の企画開発を支援

寺倉修社長

2015年(平成27年) 10月21日 水曜日

発行所 中部経済新聞社  
名古屋市中区  
名古屋 4-4-10  
編集局 052(561)2012  
印刷局 052(561)2016  
営業部 052(561)2015  
人事部 052(561)2015  
総務部 052(561)2015  
本社 052(561)2015  
www.chubokenei.com

<2015年10月21日中部経済新聞より>

顧客から製品開発の依頼があったため請け負うようになりました。

～製品開発では請負だけでなく、自社開発の製品もあると聞きましたが、どのような思いから作られたのでしょうか～

自動車部品の世界では、開発設計は大手メーカーで、そこで出来た図面をもらい図面どおりにモノを加工するのが中堅・中小部品メーカーという構図ができあがっています。開発設計には、従来からあるが必要な部品である「枯れた製品」から、自動運転化への取り組みに代表される最先端技術までありますが、すべて大手が行っているのが現状です。

だがこのままでは中小メーカーには付加価値もつかないし値段も叩かれるし、第一図面通りに作るだけでは面白くないでしょう。いつまでたっても下請けから抜け出せないような現状に満足する経営者はいないのではないのでしょうか。中小だって開発をやりたいと思っているところはあるのですが、できないのは製品の開発設計をやった経験がないからです。

車の品質は厳しく、故障は直接人命に関わります。だから車載部品の開発設計は経験がないと難しい。そこをワールドテックはお手伝いできる。開発設計をやりたいと思っている中堅・中小とコラボできると実証したい、その一念がソレノイドバルブの開発につなが



っています。大手だけでなく中小でも開発はできるんです。やりたいところは手を挙げてください。

大手が全て手掛けているものをもっと中小でやるようにした方が、全体の付加価値は上がり日本の産業が活性化するはずですよ。そういうことって誰かが突破口を開かないと。それが社会貢献だと思うんですよ。

～最後に一言～

仕事をしたい、もう少し社会に貢献したいという人に職場を提供するのがワールドテックの使命、存在価値だと思っています。多くの人にそういう場を提供できれば会社の規模も自然と大きくなり、社会貢献もたくさんでき、利益は後からついてくるものではないでしょうか。

(文責 早川 毅)

## 会社概要

商号》株式会社ワールドテック

本店》〒460 - 0003

名古屋市中区錦2 - 15 - 22  
りそな名古屋ビル

設立》平成17年3月11日

事業内容》

- ・ (株)デンソー等の出身者からなる技術者集団
- ・ 自動車・自動車部品の開発・設計・品質保証・生産技術・生産分野の技術支援

I 研修、講演

II 技術等指導、支援

III 自動車部品の開発設計

IV 派遣、紹介

代表取締役》寺 倉 修

TEL》 052 - 219 - 6025

FAX》 052 - 219 - 6026

Email》 solutions@worldtech.co.jp

# マイナンバー制度への取組について

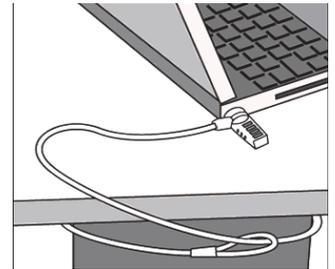
葵労務管理事務所 松原 里美

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」という）が成立し（平成25年5月公布）、平成28年1月よりマイナンバーの取扱が開始されました。各事業体においても、責任者・担当者を決めて安全管理体制を検討され、実施されていることと思います。そこで、マイナンバー制度開始に伴い葵労務管理事務所での取組と、利用開始に伴い事業所各位へお願いしたい内容について以下にお知らせいたします。

## ○葵労務管理事務所の取組と体制

番号法の施行後、弊所では平成26年12月に特定個人情報保護委員会より公表された「特定個人情報ガイドライン」に基づき定期的に所内で話し合いを行い、給与計算や手続きの過程でマイナンバーの委託を受ける立場として各自で意識付けを行ってきました。また、行政、士業、業者主催の外部研修に参加しながらセンターの方針に即した所内の対策を検討し、下記の安全管理体制を整えてまいりました。

- ・「特定個人情報等の適正な取扱いに関する基本方針」の作成
- ・「特定個人情報取扱規程」の作成
- ・組織的安全措置：責任者と組織体制を整備
- ・人的安全措置：事務取扱担当者の教育を実施
- ・物理的安全措置：以前から導入している事務室全体の警備会社



のセキュリティシステムに加えて、①事務室を取扱区域としてデスク周りの書類やパソコン画面が見えないように入口にカーテンを設置。②盗難防止用のセキュリティワイヤーにより事務取扱担当者のパソコンを固定。③マイナンバーの記載された書類の保管場所として鍵付きのキャビネットを設置

- ・技術的安全措置：マイナンバーを扱う端末を特定し、パスワードを設定
- ・受領から廃棄の状況がわかる「管理台帳」を作成
- ・「特定個人情報委託契約書」の作成

（ご要望により、マイナンバーのクラウド管理についても視野に入れております。）

あわせて、各顧問先の皆様へは平成27年10月の通知カードの交付に備え、従業員からマイナンバーを取得する際の注意事項や台帳の見本（「個人番号届出書」）についてご案内を差し上げ、ご要望により説明会を行ってまいりました。行政の通達により、取扱が変更となる場合もあり定まっていない部分もありますが、常に情報収集を行い現状最新のご案内が出来るよう努めてまいります。

## ○顧問先各位へのお願い事項

## (1) 「特定個人情報委託契約書」の締結

平成28年1月1日のマイナンバー利用開始を迎え、弊所では、以下の場合について委託契約に基づく個人番号関係事務を行います。

①雇用保険届出事務、②健康保険・厚生年金保険届出事務、③国民年金第3号被保険者届出事務、④労働者災害補償保険法に基づく請求に関する事務、⑤賃金計算事務等、⑥給与所得、退職所得の源泉徴収票作成事務 ※その他①～⑥に付随して行う事務

手続きや給与計算の委託を受けるにあたり、「特定個人情報委託契約書」の締結について進めております。順次ご案内を差し上げますので、どうぞよろしくお願い致します。

## (2) 書類の郵送について

平成28年1月1日以降の雇用保険、医師国民健康保険の資格取得・喪失の手続きについて、マイナンバーに対応した新しい届出書等での手続きが始まっております。3月・4月の異動繁忙期を前に、従業員の新規雇入と退職時には、利用目的を通知し、(新規雇用の場合には身元確認書類にて本人確認を行い)マイナンバーの取得を行ってください。



手続きのご依頼に伴いマイナンバーの記載された書類をお送りいただく際には、書留、簡易書留、レターパックプラス(赤色)でお送り頂くようお願いをしております。ご対応の方をお願い致します。



## ◎ 税理士法人からもお願いです ◎

特定個人情報を取り扱う関係上、マイナンバーが記載された書類を税理士法人に郵送をしていただく場合、以下の方法でお願い致します。

- ① 書留、簡易書留、レターパックプラス(赤色)で郵送
- ② 宛先は「葵総合税理士法人 〇〇宛」というように、担当者個人名まで記載
- ③ 表書きに「取扱者限定」と記載

お手数を  
おかけしております。



ご面倒ですが、何卒宜しくお願い致します。

# Windows 10 への アップグレードについて

株式会社コスモシステム 佐藤 修

Windows 10 への無料アップグレードが始まって6カ月。ネット上でもアップグレードしてみたの賛否両論がありますが、どうしても否定的な情報が多いようです。

昨年5月号の内容と重複する部分もありますが、改めてWindows 10 へのアップグレードに関しての留意事項をお伝えします（あくまでもPC版についてです）。

まず、無料アップグレードの対象はWindows 7 / 8.1 ですが、どちらも最新バージョンであることが必要です。7はSP1（Service Pack 1）、8.1はSpring'14（2014年春版）以降です。

パソコン本体の仕様としては、①プロセッサは1ギガヘルツ（GHz）以上、②メモリは32ビット版では1GB以上・64ビット版では2GB以上、③ハードディスクの空き容量は32ビット版では16GB以上、64ビット版では20GB以上、④グラフィックスカードはDirectX 9以上、⑤ディスプレイ（画面解像度）は1024×600以上となっています。

また、内蔵・外付けを含めて、機器の動作に必要なソフト（ドライバ）は各メーカーの動作保障の確認やアップグレードが必要になります。周辺機器だけでなく、購入後にインストールしたソフト（アプリケーション）についても、そのまま動作するのか、再インストールするのか、買い替えなければならないのか、確認が必要です。

会社や自宅で現役で使用しているパソコンをアップグレードする場合は、思いがけないトラブルが起こる可能性も考慮して、事前の確認やデータのバックアップなどの対策が必要です。

万一、アップグレード後にトラブルがあり対応が難しい場合、アップグレード前のOSへ戻すことになるかもしれません。その場合は、アップグレード後31日以内ならWindows 10の設定画面で【更新とセキュリティ】→【回復】で、「Windows 7に戻す」または「Windows 8.1に戻す」の欄で【開始する】をクリックすることで元のOSに戻るようです。

元のOSに戻しても不具合があるような場合も想定して、Windows 10にアップグレードする前に再セットアップメディアを作成しておくか、購入時にリカバリメディアが同梱されていれば、最悪パソコン購入時の状態に戻すことは可能です。しかし、その場合は初期設定からネットワーク・メールの設定やアプリケーションを再インストールするなどの作業が必要になります。

アップグレードはパソコンの購入先から、メーカーのアップグレードやドライバソフトの情報、同じ機種のパソコンでの成功事例・失敗事例などを収集して、十分な準備をしてからでも遅くありません。期限までまだ6カ月あります。

# キャリーバッグ事故

弁護士 長谷川 留美子

近頃、旅行はもちろんのこと、ちょっとした荷物を持ち運ぶために、キャリーバッグを使うことが増えました。そのため、人がキャリーバッグに接触して事故が発生するようになりました。

東京地裁平成27年4月24日判決は、人通りの多い京王井の頭線吉祥寺駅の構内において被告がキャリーバッグを曳いて通行していたところ、すれ違った原告(事故当時88歳の男性)の足に接触し、原告が転倒し、骨折等の傷害を負い、入通院した事故について、原告の過失割合25%は差し引きましたが、不法行為に基づく損害賠償請求103万7871円を認めました。歩行者が駅構内のような人通りの多い場所でキャリーバッグを使用する場合には、曳いているキャリーバッグが他の歩行者の歩行を妨げたり、それに躓いて転倒させることがないように注意すべき義務を負うと解される、と判示して、被告の注意義務違反を認め、不法行為責任を認めたのです。

キャリーバッグを曳いて歩く、という日常の行為について、このような損害賠償義務が課せられるということに驚かれる方もいらっしゃるかもしれません。

しかし、一般的な事故による損害が発生したときに、その損害をだれがどのように負担するのか、について、民法は、「故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損

害を賠償する責任を負う。」としています。近代法は、個人の活動の自由を保障するために、故意過失の無い場合には責任を負わないとしましたが、言い換えれば、故意過失がある場合には責任を負うということになります。事故では故意は問題になりませんので、「過失」の有無が責任の分かれ目ということになります。

上記判決の事故では、「歩行者が駅構内のような人通りの多い場所でキャリーバッグを使用する場合には、曳いているキャリーバッグが他の歩行者の歩行を妨げたり、それに躓いて転倒させることがないように注意すべき義務を負う」として、被告がこの注意義務に違反したことを過失としました。

具体的な場面で要求される注意義務に違反すると、過失があったものとして、それによって発生した損害を賠償する責任を負います。最近では歩きスマホ、自撮り棒による写真撮影などの行為も問題になっていますが、普段なにげなく行っている行為によって損害賠償義務を負うことのないよう、注意を払いたいものです。



(随想)

## 北朝鮮を対話の舞台へ！

センター会長 杉浦 正康

「北朝鮮」が核実験に続いて長距離弾道ミサイルの発射実験に踏みきりました。本来的な友好国である中国も含めて自制を促したのですが、全然聴く耳を持たず強行しました。

このことによって隣国の韓国は激しい報復を行うことを決意し開城工業団地を放棄しましたので、北朝鮮の外貨の稼ぎの6～7割を得ていたその重要な資金源を失う結果となりました。しかし各国による「制裁」の結果本当に苦しむのは北朝鮮の民衆であるということを忘れてはならないでしょう。

そもそも核実験やミサイル発射をやるのは、各国特にアメリカに対して「金正恩」の命とその独裁体制の存続を保証してほしいからなのです。その保証と安心が得られない状態が続いているため必死の形相で駄々をこねているということです。

と同時に、北朝鮮は日本に対して非常に大きな期待を持っています。何といたっても隣国でありGDPが世界第三位という経済的な大国ですし、かつて日本が植民地として統治していたいきさつもありますからその経済力に頼りたがっているのです。にもかかわらず日本の為政者たちは毛嫌いするだけで一顧だにしようとしていません。北朝鮮嫌いが先行するだけで冷静な判断力を持ちえていないのです。それが拉致被害者救援にも有効な手を打てない原因にもなっています。

アメリカが幾ら衰えてきているとは言えまだまだ力を持っていますのでそのアメリカに

北朝鮮は現体制の存続を認めてもらいたがっているのです。にもかかわらずそのアメリカが全然相手にしてくれないため必死になって何とか目を向かせようという切ない試みなのです。

平成28年2月13日の「朝日新聞」に、アメリカの元駐韓大使で元CIAの諜報員だった「ドナルド・グレッグ」さん（一世ブッシュ大統領時代の高官）に対するインタビュー記事が掲載されていましたが、氏の意見ではキューバやイランと同様に北朝鮮に対しても「対話」を行い国交正常化を図るべきであると説いています。それをやらないのは北朝鮮の場合は米政権にとってあまりインセンティブがないからだということです。しかし現在のままでは日本と韓国はものすごいダメージを受けるわけですから何とか北朝鮮を当面おとなしくさせてもらわないと困ります。「独裁政権は時間がかかってもいずれ崩れてゆくので忍耐が必要だ」とグレッグさんは言っています。（重要な幹部を意にそぐわない言動があったからと簡単に処刑する狂気の現政権が長く続くはずはないと筆者も考えています。）

従って筆者が言いたいのは日本外交の出番だということです。日本が主導して北朝鮮と対話をするようアメリカを説得するのです。

（勿論日本も当然対話を実施します！）現在はひたすらアメリカに対して尻尾を振って媚びているだけですが、そうすれば日本の地位も上がりますし、韓国からも尊敬されます。

## 康友会ゴルフ同好会

### 第257回 例会成績

平成28年1月27日(水)

貞宝カントリークラブ

他参加者 荒井 栄児、三輪 厚雄、  
長谷川 弘憲、杉浦 康晴、古田 益三  
(順不同・敬称略)

順位	氏名
優勝	足立 文夫
準優勝	山口 光治
3 位	日置 亨

#### <次回開催>

平成28年4月5日(火)  
ナガシマカントリークラブ

## 3月、4月の税務・労務



### 3月の税務・労務

- 10日◇源泉所得税の納付  
住民税特別徴収額の納付
- 15日◇平成27年分所得税の確定申告、  
確定損失申告書の提出及び納付  
◇平成27年分所得税の総収入金  
額報告書の提出  
◇所得税の青色申告の承認申請  
◇確定所得税額の延納の届出  
◇贈与税の確定申告及び納付  
◇国外財産調書の提出  
◇個人住民税の申告  
◇個人事業税の申告  
◇個人の事業所税の申告及び納付
- 31日◇個人事業者の消費税・地方消費  
税の確定申告及び納付  
◇平成28年1月決算法人の確定  
申告、7月決算法人の中間申告、  
4月・7月・10月決算法人の  
消費税中間申告(400万円超)  
◇平成28年1月決算法人の事業  
所税申告及び納付

### 4月の税務・労務

- 1日◇土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦  
覧期間の開始(公示による)
- 11日◇源泉所得税の納付  
◇住民税特別徴収額の納付
- 15日◇給与支払報告に係る給与所得者  
異動届出書の提出
- 20日◇土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦  
覧期間の終了(公示による)
- 5月2日◇平成28年2月決算法人の確定  
申告、8月決算法人の中間申告、  
5月・8月・11月決算法人の  
消費税中間申告(400万円超)  
◇公共法人等の住民税均等割の申  
告及び納付  
◇固定資産税及び都市計画税第1  
期分の納付  
◇軽自動車税の納付  
◇平成28年2月決算法人の事業  
所税申告及び納付



# ご案内

● 康友会からのお知らせ

【無料法律相談日(予約制)】

平成28年 3月 15日 (火)  
 平成28年 4月 18日 (月)  
 平成28年 5月 17日 (火)  
 弁護士 長谷川 留美子

● センターからのお知らせ

【無料よろず相談日(予約制)】

平成28年 3月 15日 (火)

## 葵総合経営センター今後の行事予定

3/15(火) 無料法律相談日  
 無料よろず相談日  
 4/18(月) 無料法律相談日  
 無料よろず相談日  
 5/17(火) 無料法律相談日  
 無料よろず相談日

<お知らせ>

このたびツボ教室「東洋医学・気の世界」は3月10日(木)をもって昼の部・夜の部ともに康友会主催としての教室を終了させていただき運びとなりました。

なお、昼の部は「千代の気」と名前が変わり4月より第二杉浦ビルにて開催いたします。

◎休日のお知らせ

3 月							4 月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5						1	2
6	7	8	9	10	11	12	3	4	5	6	7	8	9
13	14	15	16	17	18	19	10	11	12	13	14	15	16
20	21	22	23	24	25	26	17	18	19	20	21	22	23
27	28	29	30	31			24	25	26	27	28	29	30

★税務・労務・経営・法律に関することなら  
 専門家が何でもご相談に応じます。

● 税務相談

税 理 士 杉浦 康晴  
 税 理 士 杉浦 正康  
 税 理 士 古田 益三

● 労務相談

特定社会保険労務士 杉浦 玲子  
 社会保険労務士 都築 玲香

● 法人関係手続相談

行 政 書 士 加藤 紀男

● ライフプランの相談

ファイナンシャルプランナー(CFP) 二村 晃司

● 医療・介護経営相談

医療経営コンサルタント 中島 和人

● 相続相談

相続診断士 横尾 泰幸

● 法律相談

弁 護 士 長谷川 留美子

上記についてのお申し込みお問い合わせは  
 葵総合経営センター TEL(052)331-1740 総務まで



葵総合経営センター・康友会ニュース

『広報委員会』

早川 毅 石川雅恵 中島和人 加藤紀男  
 都築玲香 関井千里 都築将史 田中裕佳梨  
 松谷麻美

庭先で見かけない猫に会いました。野良猫のわりには金色の瞳をしたなかなかの美猫。じいっと私の顔を見ていましたが、猫はゆったりと歩きながら何処かへ消えて行きました。後で気づいたのですが、その猫の柄は、昨年姿を消した目を病んだ子猫によく似ています。「ワタシ、こんなに大きくなったのよ」そう言いに来たのでしょうか？ 厳しい寒さを乗り越えた野良猫達にも春がやって来ます。  
 関井 千里